飲食店の皆様へ

多くの人が利用する全ての施設において

2020年4月1日から屋内は原則禁煙となります
屋内でたばこを吸うためには原則喫煙専用室の設置が必要です

（健康増進法の一部を改正する法律による）

2020年4月1日から以下の選択が必要です

❶ 屋内禁煙とする場合

特別の対応は必要ありませんが、禁煙の標識の掲示を推奨します

❷ 屋内に 喫煙専用室 を設置する場合

喫煙専用室内の飲食不可

加熱式たばこ専用の喫煙専用室は喫煙専用室内の飲食可

①喫煙専用室の設置基準あり（下記参照）
②建物の出入口と喫煙専用室に標識（※）の掲示が必要
③20歳未満の者の喫煙専用室への立入禁止

経過措置

下記の㋐～㋒の条件をすべて満たす飲食店は、上記1、2の他にも経過措置として、店内の一部に喫煙可能室を設置又は店内全てを喫煙可能な喫煙可能店とすることも可能です

喫煙可能室 を設置又は 喫煙可能店 とする場合

㋐2020年4月1日時点で営業している
㋑資本金または出資の総額5000万円以下
㋒客席面積100㎡以下

喫煙可能室、喫煙可能店内の飲食可

①店内の一部に喫煙可能室を設置する場合は、喫煙室の設置基準あり（下記参照）
②建物の出入口と喫煙可能室に標識（※）の掲示が必要
③20歳未満の者の喫煙可能室および喫煙可能店への立ち入り禁止
④店内全てを喫煙可能な喫煙可能店とする場合は、たばこの煙が流出しないように壁、天井等により他の場所と区画する必要あり
⑤喫煙可能室を設置又は喫煙可能店とする場合は保健福祉事務所に届け出る必要あり

喫煙専用室・喫煙可能室は以下の基準を満たす必要があります

1）喫煙専用室・喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

ア）出入口において、室外から喫煙専用室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること
イ）たばこの煙が喫煙専用室内から室外に流出しないように、壁、天井等によって区画されていること
ウ）たばこの煙が屋外に排気されていること

2）建物の構造等の理由により上記基準を満たすことが困難な場合の対応

たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気させるために「脱煙機能付き喫煙ブース」を設置し、喫煙ブースから排出された気体を室外に排気する

＜脱煙機能の基準＞
ア）総揮発性有機化合物の除去率が95%以上
イ）脱煙機能装置により浄化され室外に排気される空気に含まれる浮遊粉塵の量が0.015mg/㎥以下
＊室外に排気された気体は換気扇等により効率的に排気することが望ましい

（※）標識の例（厚生労働省のHPよりダウンロード可能）

屋内に喫煙専用室を設置する場合

建物の出入口に掲示

喫煙専用室に掲示

店内全てを喫煙可能室とする場合

建物の出入口に掲示

改正法における義務

【全ての者】
○喫煙禁止場所における喫煙の禁止
○紛らわしい標識の掲示禁止、標識の汚損等の禁止

【施設等の管理権原者等】
○喫煙禁止場所での灰皿、スモークテーブル等の設置禁止
○喫煙可能な場所へ20歳未満（従業員を含む）の者を立ち入らせないこと

＊義務違反時は罰則等が適用されることがあります

問い合わせ先

財政・税制支援制度等に関する質問

喫煙専用室の設置等に対し財政・税制上の支援制度があります

財政支援
受動喫煙防止対策助成金：喫煙専用室の設置などにかかる工費、設備費等の助成
詳しくは佐賀労働局健康安全課（0952－32－7176）へお問い合わせください

税制措置
特別償却又は税額控除制度：取得価額の特別償却（30%）または税額控除（7%）の適用
詳しくは認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）にお問い合わせください

健康増進法全般に関する質問やご意見

受動喫煙対策コールセンター（厚生労働省）
TEL.03-5539-0303（受付時間 9:30～18:15）※土日・祝日は除く

受動喫煙防止対策のための計画、実施体制、問題点等に関する相談

●施設・設備等に関する相談、専門家の派遣による実地指導や助言（無料）、団体の会合への講師派遣（無料）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（厚生労働省委託）
TEL.050-3537-0777（受付時間 9:00～17:00（12:00～13:00、土日・祝日は除く））

＜健康増進法全般や受動喫煙対策、義務違反に関するご質問やご意見＞

施設名	問い合わせ （8:30～17:15）※土日・祝日は除く	所在地
佐賀県 健康増進課 健康づくり・歯科保健担当	TEL:0952-25-7075 FAX:0952-25-7268 e-mail:kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp	佐賀市城内1-1-59
佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当	TEL:0952-30-1905 FAX:0952-30-3464 e-mail:chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp	佐賀市八丁畷町1-20
鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当	TEL:0942-83-3579 FAX:0942-84-1849 e-mail:tosuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp	鳥栖市元町1234-1
唐津保健福祉事務所 健康推進担当	TEL:0955-73-4186 FAX:0955-75-0438 e-mail:karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp	唐津市大名小路3-1
伊万里保健福祉事務所 健康推進担当	TEL:0955-23-2101 FAX:0955-22-3829 e-mail:imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp	伊万里市新天町122-4
杵藤保健福祉事務所 健康推進担当	TEL:0954-22-2104 FAX:0954-22-4573 e-mail:kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp	武雄市武雄町昭和265

詳しい情報はこちらへ　なくそう！望まない受動喫煙

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

Copyright © 2019 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

受動喫煙のない社会を！ 佐賀県